

町内の動勢

41年1月25日現在

総人口 11,535 人

男5,449人 女6,086人

世帯数 3,246 戸



特集号

昭和41年2月5日

蒲生町役場

新公民館組織活動

四月一日から実施

部落組織の歩み

支那事変並びに大東亜戦争たけなわなりし頃、当町の部落組織も国の要請に副って、隣組の上に常会をもうけ、対戦と物資の供出態勢を確立し、たゞ国の命による部落活動のほかは、如何なる政治活動もゆるさず、住民は一方的行動のほかには、その意志の反映も人權の尊重もなかった。これは、国を挙げての強力な部落組織として内外共にゆるしてきたが、住民意志の反映なき政治は、戦争終結の前には、ひとたまりもなく、崩壊してしまった。しかしながら、敗戦による混乱は、これを再編成する力もなく、昭和二十三年頃までは有名無実な組織として、慣行的に存置されてきた。しかるに、敗戦による

食糧事情の悪化は、逐次深刻化し、ついに供出制度と配給制度の出現となり、供出のため或は、配給の円滑を期するための部落組織の必要に迫られ昭和二十四年頃当町も常会組織が組合組織に改められた。しかしながら、強力な供出制度と敗戦もない時期と混乱とは、逐次この組織も弱体化の一途をたどることになった。しかしながら、敗戦より復興への住民意欲は、年を経るに従って旺盛となり、部落振興と町政への関心が逐次高まってきた。その後附属員制度にvari更に自治会長に行政囑託を町が任命することにより、部落組織の再建と強化をはかることになった。現在町内に八十四の自治会があるが、その組織は除々に充実しつつ現在に至っており部落振興のた

め大きな力となり、町政の発展に少なからぬ実績をのこしつつある。

現組織（自治会）の問題点

しかるに、終戦より復興へさらに講和条約、国連加入等、我が国の発展は世界に例のない急速な進歩を示し、世界の水準に勝るとも劣らない国勢となりつつあり、内においては、地方自治制度の高度化に伴い、民主政治の根本である市町村政治の広域な行政圏及び経済圏の確立が強く要求せられ、あわせて住民サービスの増大と住民意志の反映が最も必要な段階となってきた。このため、部落制度も、この時代的要求に即応する組織のあることが強く要求される時期となったのである。この観点より、当町の現制

をみるに、町政の部落滲透は一応達成されるが、逆に住民意志の町政反映という点が不十分であると思われる。すなわち町執行部と八十四部落の間は文書並びに広報紙による伝達のほか、町が直接部落に出向き、町政につき懇談或は指導するとい

うことは、その対象部落が多いため、なかなか困難であり、仮に実施するにしても長期日を要するため、その実施は到底不可能な現状である。

改編の理由

以上述べたように、行政の高度化と経済圏の広域化という時代的要求と住民意志の反映という、地方自治の本旨からして更に町勢の進展を期する見地から、今回自治会制度を廃止して、以下述べるような公民館組織に改編しようとするものであります。そこで具体的に次のようなことが考えられる。

1. 社会教育、経済建設、その他行政全般について

イ 農家群の再編成、土地集団化、主産地形成、

ロ 学習集団、学習課題の総合化、

ハ 学習における一般行政と教育の総合化

ニ 各種関係団体との連絡提携が考えられる

これを打開するには

1. 行政浸透の充実

先きにも述べたとおり町政を浸透する機会をできるだけ多くし、住民の意識を向上させる。このためには、文書並びに広報紙等による方法も大事であるが、地区ごとの町政懇談会を少なくとも年二回程度は実施し、町政の浸透をはかる。

2. 与論の反映

住民の与論の反映は、町政発展の上に最も重要なことである。現在役場においては、相談室を通じ、町民の苦情、相談等を個々に受理しているがこれだけでは住民の声は十分行政面の反映ができないと思われる。これのため、日常住民に接しながら町政に対する住民の

[illegible]

◇地区公民館に対する町助成金

地区の戸数に対して一戸当り均等割五〇〇円と地勢割三〇円と七〇円を助成する。

各地区の町助成は(図三)次のようになる。

(図三) 各地区の助成額

区分	地区名	助成額
A地区	中央A 中央B 中央C	500円
B地区	迫、下久徳、北、白男、川東、米丸	530円
C地区	漆、西浦、新留、大山、久末	570円

戸数は部落会費をおさめ部落の労働奉仕に出る戸数をいう

◇地区公民館の運営

町の助成金と地区負担金をもってあてる。

◇地区公民館長、主事、書記、会計、部長、班長の選出方法

新しく生れる機構であり人を得てその活動を活発にするならば、部落並びに地区の振興に大きく寄与することを信ずるものであるが、その選出については、地区の実情に即して地区内の自治会長役員その他と協議し適当な人選をなし、選出してもらいたい。

◇地区公民館長、地区公民館主事の任務

●館長

- 町行政の浸透
- 文書伝達(町一部落連絡)(協力機関自体の文書を含む)
- 地区振興育成
- 部落相互連絡調整
- 地区と論議の処理並に反映に関する事
- 社会教育に関する事
- その他の事項

●主事

○町行政の伝達の執行並に住民意志の反映

(協力機関団体の文書を含む)

- 地区振興の計画推進(部活動)
- 地区内の融和協調
- 他地区との連絡提携
- 社会教育に関する事
- その他の事項

地区公民館組織推進のための町役場の地区担当責任者次のとおりです

追	地区	竹内助役
下久徳	"	安楽教育長
川東	"	尾ノ上収入役
中央A	"	税所課長
"B	"	別府"
"C	"	谷口"
米丸	"	山田"
白男	"	酒匂"
北	"	黒川"
久末	"	上萩原"
大山	"	桑木"
西浦	"	松山"
新留	"	森重"
小川内	"	木上"
漆	"	西村"

例、ひながた

蒲生町()地区公民館々則

組織

- 第一条 本公民館は()地区公民館と称し()地区居住者をもって組織する
- 第二条 本館は地区内の部落公民館と連絡を密に
- 第三条 本館は前条の目的

して、地区民の教養、文化を向上し、産業経済の振興をはかり地区民の親和につとめ明るい豊かな地区の建設を目的とする。

- 一、地区内各種団体の連絡調整と町内指導機関との連絡協調
 - 二、地区民の親和の教養文化の向上。
 - 三、地区内の産業、経済の振興。
 - 四、地区民の生活改善と合理化。
 - 五、その他必要な事項
- 第四条 本館に次の部をける。
- 一、総務部 事業計画、予算関係、部落集會、財産管理、各部との連絡協調、その他の部に属しない事項。
 - 二、産業部 地区内の産業振興、営農改善に関する事項。グループの育成、その他産業振興に関する事項。
 - 三、教養部 講演会、講座に関する事項、青少年健全育成補導(PTA、子ども会)広報活動、その他教養文化に関する事項
 - 四、保健体育部 保健衛生に関する事項

部落で公民館組織の話し合いをされるときは

この広報をもつてお集り下さい

体育レクリエーション
に関する事項、
生活環境の改善に関する
事項

五、その他予想される部
(婦人部、消防部、土
木部、生活部等)

第五条 本館には左の役員
を置く

一、館長一名、主事一名
書記会計一名、運営審
議会委員若干名、部長
若干名、監査員三名

二 役員の任期は二ヶ年
とする。但し再任を妨
げない。

三、役員に欠員を生じた
場合は補充役員の任期
は前任者の残任期間と
する。

第六条 役員の選任は左の
方法による。

館長、主事、書記会計
監査員は総会において
選出する。

部長は各部において部
員より選出する。

運営審議会委員は、各
部の部長と部落代表者
をもってあてる。

第七条 役員の任務は次の
通りとする。

一、館長は本館を総理す
る

二、主事は地区における
行成並びに社会教育活
動の実務にあたる。

三、書記、会計は庶務会
計を掌る。

四、部長は部を統轄し部
員は部務に従事する。

五、運営審議委員は本館第
三条の目的達成のため
本館運営について審議
する。

六、監査員は会計を監査
する。

第八条 本館に次の会議を
設ける。

一、総会 二、運営審議
会、三、定例会

四、部長会、五、部
会

第九条 総会は年一回開催
する、但し館長が必要
とするときまたは部落
戸数の三分の二以上請
求があった場合は臨時
総会を招集することが
できる。

総会において議決する
事項は次の通りとする
一、予算決算の承認、
二、諸行事の決定、三
、役員の選任 四、館
則の改廃 五、その他
の重要事項

運営審議会は必要に応

じて館長が招集する。

定例会は毎月一回開催
する。但し必要により
臨時に開催することが
できる。

部長会は必要により館
長が招集する。

部会は必要の都度部長
が招集する。

第十条 本館の経費は部落
各戸の負担金、町助成
金、寄付金をもってこ
れにあてる。

本館の会計年度は四月
一日に始つて翌年三月
三十一日をもって終わ
る。

第十一条 本館に備付けら
るべき帳簿は左の通りと
する。

館員名簿、出席簿、会
議録、館則、文書綴、
備品台帳、役員名簿、
領収証綴、監査記録、
行事予定表、公民館々
則綴、寄附者芳名録、
財産目録、会計簿、そ
の他

第十二条 本館々則の改廃
は総会の出席者の過半
数の議決による。但し
総会は部落戸数の三分
の二以上の出席をもつ
て構成する。

この館則は昭和四十
一年四月一日より実施
する。

蒲生町()地区公民館

運営審議委員会規約

第一条 () 地区公民
館館則第三条の目的を
達成するために運営審
議委員会をもうける。

第二条 運営審議委員会は
総会において選出され
た委員をもって構成す
る。

第三条 運営審議委員会に
附議される事項は次の
通りとする。

1. 館則第三条の目的達
成のために関する事項
2. 総会における委員事
項

第四条 運営審議委員の招
集は必要に応じて公民
館長が招集する

第五条 運営審議委員会に
委員長および書記をお
く、

運営審議委員長は委員
の互選により一ヶ年と
する。運営審議委員長
は委員会の際は議事の
進行をはかる書記は委
員長が委嘱する。

「涙の出るような 美しいお話」

(その一)
突然、お手紙差し上げま
す。

私は学校時代、貧しく、
十円のノートも買ってもら
えず、泣きながらよく学校
に行つたものです。

近頃よくその頃の夢を見
て、今も私と同じ人が何人
かいる、そして寒いのに、
手袋もせずに、あんな姿で
と、想像すると、自分のこ
このように淋しい気持ちにな
ります。

つい最近、姉が帰郷した
ところ、学校にも行けず、

新春のお慶びを申し上げ
ます。私共は三年前から、
兄弟四人、家族全員一ヶ所
に揃つて、さゝやかな新年
の祝宴をひらくことにして
おります。今年は三男の勝
の家でした。

その席上、幼くして両親
を失つた私共にあたたく
育んで下さいました郷土の
皆様方に、何等かの感謝の
気持をお伝えしたいと意見
が出ました。

私共兄弟は、二組に分れ
私長男三男が鹿屋で、自動
車部品の卸商、二男と四男
が鹿児島でガラス店の経営
しております。みんな兄弟
で協力し、努力いたしまし
た結果、事業も順調にのび
ております。

親はなくとも子は育つと
諺にありますが、苦しかつ
た幼年時代から、現在まで
の過去を振りかえりますと
ほんとに感無量の想いで
そこで、郷里の皆様、少
額ではありますが、福祉資
金の一部に加えて頂きたく
ここに送金いたしますので
よろしくお取り計いの程、
お願い申し上げます。

一、金貳千円也
鹿屋市本町朝日通り二丁
目オリオン部品商会
徳重 敏夫
勝
谷山市塩屋町一八九〇
徳重 ガラス店
徳重 次男
操
(原文のまま)